

令和8年度 複合機（コニカミノルタ機）24台保守 仕様書

1 保守内容

（１）保守体制

- ① 導入する複合機等を常時適切な状態で使用できるよう、消耗品の供給、修理等を行うこと。
- ② 保守に係る連絡を受けたときは、直ちに必要な対応をすること。

（２）保守料金

- ① 用紙及びステープル針代金は含まないものとする。
- ② 契約形態はカウンター方式とし、①以外の保守に係る全ての料金を含むものとする。

2 設置場所、月平均使用予定枚数及び履行場所

別紙①～②のとおり

3 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）

（１）環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（２）環境関係法令以外の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境配慮のチェック・要件化実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

設置場所	機種名	機械番号	種別	月平均使用予定枚数	保守期間
消費安全部 消費生活課	bizhub C550i	AA7P007722081	カラー	9,300	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
			モノクロ	5,900	
消費安全部 米穀流通・食品表示監視課	bizhub C550i	AA7P007722097	カラー	3,000	
			モノクロ	1,900	
消費安全部 畜水産安全管理課	bizhub C450iS	AA7R007023627	カラー	3,100	
			モノクロ	3,700	
消費安全部 農産安全管理課 畜水産安全管理課	bizhub C450iS	AA7R007023639	カラー	2,100	
			モノクロ	2,100	
消費安全部 米穀流通・食品表示監視課	bizhub C450iS	AA7R007023594	カラー	3,600	
			モノクロ	2,200	
消費安全部 農産安全管理課	bizhub C450iS	AA7R007023785	カラー	2,900	
			モノクロ	3,700	
生産部 生産振興課	bizhub C650i	AA7N007021242	カラー	6,900	
			モノクロ	6,300	
生産部 園芸特産課	bizhub C450iS	AA7R007023633	カラー	3,100	
			モノクロ	5,100	
生産部 畜産課	bizhub C550i	AA7P007722061	カラー	3,800	
			モノクロ	5,000	
生産部 生産技術環境課	bizhub C550i	AA7P007722100	カラー	11,100	
			モノクロ	8,800	
農村振興部 農村計画課	bizhub C550i	AA7P007722047	カラー	12,600	
			モノクロ	9,300	
滋賀県拠点 統計チーム	bizhub C550i	AA7P007722045	カラー	8,600	
			モノクロ	7,600	
滋賀県拠点 地方参事官室(経営所得)	bizhub C650i	AA7N007021268	カラー	11,500	
			モノクロ	9,100	
大阪府拠点 統計チーム	bizhub C450iS	AA7R007023770	カラー	2,600	
			モノクロ	3,100	
奈良県拠点 地方参事官室	bizhub C550i	AA7P007722115	カラー	13,600	
			モノクロ	6,600	
和歌山県拠点 地方参事官室	bizhub C650i	AA7N007021254	カラー	14,200	
			モノクロ	7,700	
滋賀県拠点 地方参事官室(管理)	bizhub C650i	AA7N007021263	カラー	22,800	
			モノクロ	11,300	
和歌山県拠点 統計チーム	bizhub C550i	AA7P007722055	カラー	6,600	
			モノクロ	2,900	
和歌山県拠点 地方参事官室	bizhub C550i	AA7P007722058	カラー	10,600	
			モノクロ	5,800	

注 ・あくまでも予定数量であり、枚数を保証するものではない。
 ・基本料金については、設定を行わないものとする。
 ・保守料金の計算に際しては、請求単位により、機械毎で1円未満の端数を切り捨てるものとする。
 ・保守料金に係る入札金額の計算に際しては、控除枚数は考慮に入れずに計算するものとする。
 ・保守料金の単価は消費税等込みの単価が小数点以下第4位までとなるよう設定するものとする。

別紙②（令和5年度借受物品 5台）

設置場所	機種名	機械番号	種別	月平均使用予定枚数	保守期間
会計課	コニカミノルタ bizhubC450iS	AA7R007020553	フルカラー	3,800	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
			モノクロ	7,700	
消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	コニカミノルタ bizhubC450iS	AA7R007020489	フルカラー	3,500	
			モノクロ	2,200	
経営・事業支援部 農地政策推進課	コニカミノルタ bizhubC650i	AA7N001002735	フルカラー	8,800	
			モノクロ	10,200	
統計部 調整課	コニカミノルタ bizhubC550i	AA7P001701773	フルカラー	8,100	
			モノクロ	3,900	
兵庫県拠点 統計チーム	コニカミノルタ bizhubC650i	AA7N001002703	フルカラー	7,000	
			モノクロ	3,900	

注 ・あくまでも予定数量であり、枚数を保証するものではない。

履行場所一覧

組織名	所在地
近畿農政局（会計課、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村振興部、統計部）	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局滋賀県拠点	滋賀県大津市京町3－1－1 大津びわ湖合同庁舎
近畿農政局大阪府拠点	大阪府大阪市中央区大手前1－5－44 大阪合同庁舎1号館
近畿農政局兵庫県拠点	兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎
近畿農政局奈良県拠点	奈良県奈良市法蓮町3 8 7 奈良第3 地方合同庁舎
近畿農政局和歌山県拠点	和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5 階

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.0	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は口 にチェックしてください。

解説書



チェック

環境関係法令の遵守等	
☐	① みどりの食料システム戦略の理解
☐	② 関係法令の遵守
☐	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
☐	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
☐	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
☐	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐	⑨ 資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
☐	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐